第３回定例会／議案等の概要と結果

◆議員提出議案

件　名（議決順に掲載）	概　　要	自由民主党	公明党	日本共産党	民主党・フォーラム	その他（議長委分離）無所属	無所属	無所属	結果 ○賛成 ×反対
後期高齢者医療制度に関する意見書		○	○	○	○	○	○	○	決定
政治倫理の確立のための渋谷区長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	商法等の一部改正等に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
手数料条例の一部を改正する条例	温泉法の一部改正による手数料の新設等	○	○	○	○	○	○	○	可決
公会堂条例の一部を改正する条例	午前９時以前の時間を利用できるようにするため。	○	○	○	○	○	○	○	可決
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
区立学校施設使用条例の一部を改正する条例	学校教育法の一部改正に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
区営住宅条例の一部を改正する条例	代々木西参道住宅を開設するため。	○	○	○	○	○	○	×	可決
高齢者センター条例の一部を改正する条例	富ヶ谷高齢者センターを開設するため。	○	○	○	○	○	○	○	可決
プールの衛生に関する条例の一部を改正する条例	学校教育法の一部改正に伴う規定の整備	○	○	○	○	○	○	○	可決
平成19年度一般会計補正予算(第2号)	677,461千円　　繰越明許費の追加　債務負担行為の変更	○	○	○	○	○	○	○	可決
参宮橋高齢者センター（仮称）建設建築工事請負契約	契約金額　201,600,000円　　契約の相手方　共立建設㈱ 工期　契約の日から平成20年12月26日まで	○	○	○	○	○	○	○	可決
清掃及びリサイクルに関する条例の一部を改正する条例	廃棄物処理手数料の一部改正	○	○	×	○	○	○	○	可決
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	東京都市計画広尾５丁目地区地区整備計画、東京都市計画桜丘地区地区整備計画及び東京都市計画渋谷駅東口地区地区整備計画の区域内における建築物の制限について必要な事項を定めるため。	○	○	×	○	○	○	×	可決
◆特別区税条例の一部を改正する条例	減免制度の拡充	×	×	○	×	×	×	×	否決
◆重度要介護高齢者福祉手当条例	重度の要介護状態にある高齢者に対し、手当てを支給するため条例を制定する。	×	×	○	×	×	×	×	否決
◆区議会委員会条例の一部を改正する条例	地方自治法の改正に伴い、議長による閉会中の委員の選任等に関する規定の整備を行うため。	○	○	○	○	○	○	○	可決
◆区議会会議規則の一部を改正する規則	地方自治法の改正に伴い、委員会の議案提出権に関する規定の整備を行うため。	○	○	○	○	○	○	○	可決
平成18年度一般会計歳入歳出決算	歳入決算額898億2,392万0,711円　歳出決算額819億9,429万9,021円 歳入歳出差引残額78億2,962万1,690円　翌年度へ繰越	○	○	×	○	○	○	○	認定
平成18年度国民健康保険事業会計歳入歳出決算	歳入決算額206億4,097万2,230円　歳出決算額192億7,579万4,720円 歳入歳出差引残額13億6,517万7,510円　翌年度へ繰越	○	○	×	○	○	○	○	認定
平成18年度老人保健医療事業会計歳入歳出決算	歳入決算額153億1,618万4,049円　歳出決算額153億1,618万4,049円 歳入歳出差引残額0円	○	○	×	○	○	○	○	認定
平成18年度介護保険事業会計歳入歳出決算	歳入決算額95億3,029万8,029円　歳出決算額93億1,830万2,865円 歳入歳出差引残額2億1,199万5,164円　翌年度へ繰越	○	○	×	○	○	○	○	認定
旧大和田小学校跡地施設建設建築工事請負契約	契約金額　8,032,500,000円　　契約の相手方　大成建設㈱ 東京支店 工期　契約の日から平成22年6月30日まで	○	○	×	×	○	○	×	可決
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願		○	○	○	○	○	○	○	採択
住民税の減額免除の拡充を求める請願		×	×	○	×	×	×	○	不採択
就学前までの子どもの医療費無料制度を国にもとめる意見書採択を求める請願		×	×	○	×	×	×	○	不採択
学童館の存続と廃止された学童クラブの復活を求める請願		×	×	○	×	×	×	○	不採択
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求める請願		×	×	○	×	×	×	○	不採択
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書		○	○	○	○	○	○	○	決定
中小零細企業者等の経営基盤の支援強化に関する意見書		○	○	○	○	○	○	○	決定
固定資産税における償却資産に関する意見書		○	○	○	○	○	○	○	決定
原爆症認定制度の改善を求める意見書		○	○	○	○	○	○	○	決定
㈱渋谷都市整備公社の経営状況の報告について	区役所前地下駐車場の営業実績は、時間駐車利用台数が延342千台、定期駐車契約件数が341件（毎月末平均契約件数）、営業利益は、2,500万円。								
㈱渋谷サービス公社の経営状況の報告について	営業実績は、放課後クラブ業務、ひがし健康プラザ管理運営業務などの事業に加えて、新たに6事業を受託。10億3,347万5,487円。								
渋谷区土地開発公社の経営状況の報告について	執行状況は、都市計画道路補助第19号線用地（目黒区境部分）及び補助第60号線用地の合計44.85㎡で2億5,947万7,552円。								
㈱渋谷区美術振興財団の経営状況の報告について	事業実績は、展観事業7回、講演会5回、ギャラリートーク10回、見学会3回、映画会12回、美術相談会12回、美術教室8教室等で、延利用者は、37,585人。								

中小零細企業者等の経営基盤の支援強化に関する意見書

我が国の景気は総じて回復基調にあるものとされ、総務省の個人企業の経済調査によれば、中小企業の景気は、昨年から今年にかけて、六割を超える個人企業が実績の悪化を回答しており、経営基盤の脆弱な小規模事業者の経営環境はひとしおの厳しさを実感している。

こうした状況の中で、現在東京都が実施している固定資産税・都市計画税の減免措置等は、厳しい経営環境にある中小零細企業にとって、事業の継続化や経営の健全化に大きな力となっている。これらの減免措置等については東京都が都財政を優先させ、見直しを行うとすれば、中小零細企業者の経営や生活を圧迫し、ひいては、地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を与えるものと危惧される。

よって渋谷区議会は、東京都に対し、中小零細企業等の経営基盤の支援強化を図るため、以下の措置を平成二十年度以降も継続することを強く求めるものである。

一　小規模住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

二　小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

三　負担水準が六五％を超える商業地等の固定資産税・都市計画税額を、六五％の場合の税額まで軽減する措置

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十月十七日

東京都知事　あて

渋谷区議会議長名

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法では、償却資産に対する固定資産税について、課税標準額が百五十万円に満たない場合は課税することができないとしている。現行の免税点は平成二年に定められ、すでに十六年が経過し、極めて小規模な施設等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営を圧迫している。

免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じないが、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税されるため、納税者に多大な負担感と、ある種の不合理感をうえている。

また、多くの個人事業者は所得税の申告期限である三月十五日を念頭に決算準備を進めるのが通常であるが、密接に関連している償却資産と所得税の申告期限の違い が納税者の事務手続きを煩雑にしている。

よって渋谷区議会は、政府に対し、これらの矛盾点を解決し、納税者が納得して納税でき、中古しも易い環境を整えるため、次の事項の実現を強く求めるものである。

一　固定資産税における償却資産の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること

二　申告期限を現行の二月三十一日を三月十五日に変更すること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十月十七日

渋谷区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
―――――　あて

原爆症認定制度の改善を求める意見書

現在、国内には約二千六万人の被爆者がおり、人類史上体験したことのない原子爆弾が広島、長崎の両市に投下されてから今日まで、後遺症や健康不安に悩んでいる。その中には、がんなど原子爆弾による放射線が原因と思われても重い疾病を発病し、日々病気と闘いながら、不安な毎日を送っている被爆者もいる。

原爆症認定訴訟については、昨年、大阪、広島両地方裁判所において、原告の訴えを認める判決が出され、今年一月の名古屋地方裁判所をはじめ、三月の東京地方裁判所、仙台地方裁判所、七月の熊本地方裁判所において判決も、それぞれ原告の訴えを認める司法の判断が示された。

しかし、厚生労働省は、こうした被爆者の原爆症認定申請を却下し、かかる裁判において原爆症と認定すべきとする判決を受けても、控訴し、結果として認定を拒んでいる。被爆から六十二年が経過し被爆者も高齢となり、救済は一刻の猶予も許されない。

よって渋谷区議会は、国会及び政府に対し、原爆症認定制度を改善し、原爆被害の実態に見合った制度に早急に改善されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十月十七日

渋谷区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
―――――　あて

面づくりに努めております。皆様のご意見・ご要望をお寄せください。
■区議会事務局調査係　内線二五一八　FAX(二五四五八)四九三九
○電子メールアドレス　kugikai@city.shibuya.tokyo.jp

今回は、主に第三回定例会の内容をお知らせしました。親しみやすい紙面づくりに努めております。皆様のご意見・ご要望をお寄せください。

しぶや区議会だよりは古紙配合率100%再生紙を使用しています　　■ 発行部数／124,000部　配布方法／日刊紙６紙に折り込み